

平成29年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第9日（平成29年12月12日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 甲藤 眞君 | 2番 | 田中 耕之郎君 |
| 3番 | 細川 博史君 | 4番 | 前田 晃君 |
| 5番 | 浅尾 公厚君 | 6番 | 森 一美君 |
| 7番 | 小川 豊治君 | 8番 | 西原 強志君 |
| 9番 | 永野 裕夫君 | 10番 | 岡崎 宣男君 |
| 11番 | 仲田 強君 | 12番 | 武藤 清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子君 |
| 議事係長 | 前田 利実君 | 主幹 | 新谷 麻子君 |
| 主幹 | 猿田 光一君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |        |                  |        |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 市長             | 泥谷 光信君 | 副市長              | 磯脇 堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 横山 周次君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 中山 優君  |

|                     |         |                         |         |
|---------------------|---------|-------------------------|---------|
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                    | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消防長                     | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                  | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市民課長                    | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長               | 早川 聡 君  |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 楠目 生 君  | じんけん課長                  | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 | 収納推進課長                  | 田村 光浩 君 |
| 教育長                 | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 弘田 条 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長     | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会12月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） おはようございます。朝のこのおはようございますから始まる質問は気持ちいいですね。どんな場合でも1番にやるのが一番いいんですけども。私も議員になって16回目の師走であります。ともすれば12月は何かとせわしく、交通事故、火災等の起きるものであります。ここ1週間くらいの中に、あるいは久百々、あるいは竜串、竜串の場合はぼやでしたけれどもこういうのがありました。ただ残念なのは竜串のぼやの際、清水では鳴ったらしいんですけど、三崎のほうでは何らサイレンも放送もなかったということで、先ほど消防長にお聞きしたところ、通報後、間もなく鎮火したというような状況であったのでサイレン等鳴らさんかったと。なるほどなという気がしますけど、私らのところには清水のほうから、おい三崎どこやというような声もありますので、今後はその辺十分に配慮してやっていただき

たいと思っております。

なお、今回は消防のみの質問であります。消防長、署長、そして最後にやっぱり市長にも一言言うてもらう予定でありますけれども、私は今回、常日ごろから市民の生命、身体、財産の保護等、多岐にわたって訓練、調査、予防活動などを行っている消防についてよく考えてみました。また、消防署の横を車で通過するとき、へんぼんと翻る国旗、消防旗に敬意を表します。私も国旗を見ながら32年間やってきました。また、署員の駆け足もよく現認いたします。これは非番の日も三崎らでも僕が知つとる限り4人ほどおりますけれども常に走りよる。なるほどなど、なかなかこの体力維持をせん限り消防活動を満足にできんやろうし、この消防署員としての自覚はかなりあるんだと、こういうようなことを思っております。

私は消防と市民生活の関連性及びどのような活動をしているのか、つまびらかに質問戦を消防長と署長とに展開し、認識を市民ともども深めたいと思う次第であります。そごのある質問はばつさりと切っていただいて、そんなことはないと言うてもらったら結構であります。

それでは通告に従いまして質問に入ります。

第1問、消防の目的については、消火活動を通じて市民の生命、身体、財産を守る、あるいは交通事故等の際における救護活動が考えられるが、何事も法的根拠あります。法的根拠を含めてその目的についてお示しを願いたい。消防長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） おはようございます。お答えいたします。

法的根拠につきましては、まず消防組織法第1条に消防の任務が記載されておりました「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」とあります。また消防法第1条に目的が明記されておりました「この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を維持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする」となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。消防はとりあえず国民の生命、身体、財産、安寧に

通じるというようなことで、何が大事言うても命ほど大事なものはありません。ほかのものはどうにでも、お金とかなんとかで解決できても命というのはそういうことであってはいけません。そういう意味において非常に行政の執行部の皆さんも非常に大事な仕事でありますけれども、生命となれば本市では消防しかありませんので、ひとつ誇りを持ってやっていただきたいし、また持つておると思っております。

それでは次に、消防が出動する現場は何ひとつ同じものはないと思いますが、予想される案件に向けて市民を守るため、また救助という目的達成のために向けての日ごろの訓練、まずレスキュー、潜水訓練については具体的にどのような訓練を行い、また1年にどのくらいの訓練時間があるのか。過去3年間の概算で結構であります。消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） おはようございます。お答えいたします。

消防署における救助訓練につきましては、過去の事案を教訓に人命救助という目的達成に向けて毎当務1日平均3時間ほど行っており、高さ15mと8mの訓練塔を使用して高所からの救出訓練、また転落事故を想定しての低所からの引揚げ救助訓練、また20mの展張ロープ上を渡る渡過訓練など、いろいろな現場を想定しての訓練を行っております。

潜水訓練につきましては、現在、潜水資格取得者が25名で、うち15名が現場対応潜水士となっており、ほか10名につきましては基礎訓練を中心に一日も早い現場対応潜水士を目指し訓練に励んでおります。

訓練内容につきましては、水中作業における隊員間の意思疎通、トラブル排除などを目的とした基礎訓練、人命救助を目的とした検索訓練を行っております。また出動が昼間だけとは限りませんので夜間の訓練も行っております。

訓練時間につきましては、月に4回から6回の訓練で、3年間の合計で年平均しますと42時間の訓練を行っております。火災・救急・救助訓練につきましては、3年間の概算で年平均いたしますと、火災対応訓練が270時間、救急・救助訓練が420時間、そのほか市内の地図を広げ、地理、水利の確認などを目的とした図上訓練等を行っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。毎当務3時間、これは非常に私も消防行ったことはありませんけれども、警察で私も機動隊等にもおりましたが毎当務3時間、なかなかえらいですね。

そしてこの水中訓練、これについては非常に酸素の対応時間、多分30分か40分くらいしか作業はないと思いますけれども、訓練があつてこそ本番に間に合うということです、引き続き事故等に気をつけながらご努力をお願いしたいと思っております。

では第3問、続けて訓練についてお聞きいたします。

南海トラフ地震の発生が予想される中、火災訓練は特に望まれます。そこでお聞きします。諸般の理由により消防団がなくなった地区の訓練もなされていると思いますが、どのくらいの頻度でなされておるのか。また訓練予定はありますか。私の住む下ノ段部落の場合については浦部に統合されました。その後、ホース格納箱というのが区長場のとこと田平公園のところにあります。2回ほど訓練はやったようでありますけれども、またやっていただければというふうに思っております。本件についても消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。消防団の部統合により消防団がなくなった地区につきましては、先ほど岡崎議員が申されたとおり地区に消防ホース3本、管やり1本入れた格納箱を数カ所設置し、自主防災組織及び元消防団員、地区住民による消火栓を使用しての放水訓練を年1回から2回、地区の依頼に合わせて実施しております。今後におきましても依頼に合わせて随時行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 年に1回か2回というようなことでして、希望によってはそこへ行って訓練をしていただけるということでもありますので、またうちのほうからも多分依頼等はあるんじゃないかということを思っております。

次に、消防団の訓練状況についてお聞きいたします。

地域の消防団は年間何日くらい、どのような訓練を行っているのでしょうか。また婦人消防団の訓練はどのようになっておりましょうか。充足率、これは九十何%とは思いますが、正確な充足率のパーセント、県下各市と比較してどのくらいのところにおるのでしょうか。消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。消防団訓練につきましては、各分団、部によって訓練回数は異なりますが、年間を通じて統一した訓練は平均で1日から2日、また部独自

の訓練とし、火災を想定した放水訓練、部合同で行う遠距離火災を想定しての中継放水訓練、消火栓取扱訓練、ポンプ取扱訓練などを随時実施しております。また、本年度、県下消防団による火災消火活動の基本となる操法大会に出場するため、ポンプ車の部で清水第一分団足摺岬部、小型ポンプの部で下ノ加江分団市野々部におきましては、週2回の火災消火訓練を約1年間集中して行っております。

続きまして、婦人消防団員につきましては現在22名で、基本的には火災現場の消火活動は行わず、避難誘導、現場警戒区域設置等、主に後方支援活動を行うこととしており、訓練につきましては、年2回消防署において実施している消防団員研修時に消火栓使用時の支援訓練、警戒区域設置要領などの訓練を実施しております。

次に、土佐清水市消防団員の充足率でございますけれども、平成29年10月1日現在、定数425名に対し実員412名であり、充足率は96.9%となっております。県下38市町村のうち15位となっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 充足率は96.9%、県下34のうちの15位というようなことではありますが、人口がどんどん減っていく中、なかなかこの充足率を維持するのも非常に難しいかと思っておりますけれども何としまして、宿毛、中村はまだちょっといいようですけれども、そら高齢化社会に入って減っていきよるし、若い衆もなかなかおらんというようなところですので非常にこれは努力を要するとは思いますが、消防長以下みんなで何とかこの位置からちょっとでも上がるような努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは続きまして、指令活動についてお聞きいたします。

消防の重要な活動であり心臓部とも言えると思いますが、市民からの声をもとに人員装備、応援要請など速やかな活動には指令活動が最も私は重要であろうかと思っております。特に住宅火災、山林火災においては消防団の派遣は必須と思いますが、どのような点について特に配慮して活動していますか。また警察との連携も含めて具体的に消防長に答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えいたします。指令活動におきましては、まず入電内容を正確に聴取することにあります。消防団の出動につきましては1次出動及び応援出動の部が決まっております。マニュアルに沿って指令を出しております。特に配慮することは、正確な災害

現場及び現場状況をいかに早く消防団に伝えるかが最重要であると考えます。

警察との連携につきましては、直ちに情報提供し、現場出動要請を行い、現場警戒、交通整理等依頼をしております。過去の事例では、火災事例ではありませんが、足摺スカイライン第一駐車場で硫化水素ガス自損行為があり清水側及び足摺側上り口の道路封鎖をしております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 指令活動を最も難儀するのが不感地帯の問題であろうと思います。以前も質問したとき不感地帯はほぼ解消したようなことを言っておりますけれども、それはそれで不感地帯がないように、あるいはつないでいって行くように、特に配意せんことにはぐあい悪いというように思っておりますので、不感地帯のないようにさらなる努力をひとつお願いしたいというふうに思っております。

では、次に、各活動についてお聞きいたします。

私たち市民が一番お世話になる救急活動についてお聞きいたします。年間の出動回数は約800件ぐらいとお聞きしておりますけれども、27年、28年の出動回数と本年の出動回数及び出動項目の多いのはどのようになっていますか、消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。救急出動につきましては、平成27年が救急出動件数856件、平成28年821件、平成29年11月末時点で818件となっております。

本年、事故種別といたしましては、急病が518件、一般負傷が152件、交通事故33件、転院搬送が83件となっており、出動件数の約60%強が急病での出動と多くなっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 急病が60%強ということで、近ごろさように急病で救急呼んで、呼んだほうとしたら車が着いたら安心するわけであります。救急救命士等もおろうかと思っておりますけれども、これが一番多いがやけん、ここら辺のまた教養、あるいは皆さんみんな倫理観は達成しておると自分では思っておりますが、交通事故に注意してやっていただきたい。

次に出動の際は基本的に3人一組が通常ですか。僕も何回か隣近所あるいは親戚ので呼んだときに3人一組だから3人一組で来よんだらうと思っております。私自身も本年は2度ほど同

乗いたしました。走行中も常に乗務員というか消防員が司令室と情報交換をしながら、病院に向かう傍ら病人に病状の確認と安心感等を確認しながら走行しておりました。市民としては私は頼りがいを非常に感じました。夜間、当直責任者は出動事案についてどのような点について配意し、勤務し、あるいはまた指示するか。この辺を消防長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。119番入電内容で、心肺停止またはその疑いがあるもの、重傷・重体症例、多数傷病者発生など内容が判明した段階で、各症例により通常は3名体制ですけれども、1名追加し4名体制での出動や、救急車2台同時出動、また消防隊連携出動など当直隊長が判断し指令を出しております。また、受け入れを依頼する病院については、救急隊長から情報を受けながら早期に決定判断し、指令を出しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 場合によっては応援したり1名多く乗せて、この4名乗せるときは相当な重症か何かというようなことでありましょう。

それでは次に、私は先月、私の付近で急病人がおって、私のところへ来て、岡崎君、兄貴いよいよ悪いけど、どうしたらええやろかと。どうするもこうするもありませんがと。救急車呼んで対応しようやというようなことで、救急車を呼びました。そして救急車呼んで、救急車が現場に着くまですぐ近くに消防士おるんですけれども、消防士が来て本人に体の状態、あるいはあちこち丁寧に見ながら、あるいは本部との指令というのはローマ字と数字と組み合わせたような、これは当然のことですけれども自分ら同士でわかる言葉。これはもう警察も何も一緒ですけれども、こういうようなことをやりながら、救急車が着いたら急病人を引き継ぐというようなことをやっておりましたけれども、少なくとも非番の人間ですからね。非番の消防士がこういうようなことをやっていただけるというようなことは、私たち市民としたら非常に安心感いか頼もしいというか、職業倫理観が消防長以下の教育がいいのでしょうか。非常に徹底しとるなと思って、こういうことがあるのかなと思いつつ、またさらにずっと考えよつたら何年前、今亡くなりましたけど川村貴数君、これが山伏峠のところで交通事故発生のときに交通整理しとるわけですね。僕はちょうど清水から帰りよって、おおい、たか、わら、何しよらつたら、事故あったけん、やっぱりせんといかんと。そうやね、立派やねというようなこともありました。これらから考えると、一つ、あるいは事故のときの一つ、あるいは急病人があつて一つと、こういうような考えは私としては持ちません。ただ、個人が単にやってるのか、ほか

の多分、消防士の方もこういうような活動はやっておるのじゃないかなと、こういうふうに思っています、これは勤務的に3交代でやってるから非常にえらいと思いますけれども、非番でも近くで事案発生の際は例え一時と言えども専念するというのは、これは非常に崇高な職務倫理の結果であると自分では思うわけですね。それから消防長も、あるいは署長も幹部は非番の日にあっても市民がいざ非常に命に関して何とかあれば、直ちに赴いて必要な措置をせいというようなことを教育をされているのではないかなと自分の推察ですけれども、その点について消防長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。署員の自宅近くで重傷または重体事例が発生した場合、または必要に応じまして、本部より出動要請をかけております。救急車到着前に応急処置などを行い、状況報告するような態勢をとっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 署員が人命に関するようなこと等々だったら応急処置等に臨めというようなことをしとるとというのは、総司令官は市長です所以市長らのこともあってのことだろうと思っておりますけれども、やっぱり市民感情としたらとりあえず命のかかると問題ですからこういうふうにやってもらったら、私も警察もちょっとおったけど、非番で活動したことは余りなかった。盗人1人くらいは捕まえましたけども。そやからこういうふうには消防署員35名、人口1万4,000人くらいのこの小さなところで署員がそういうふうな活動をしてくれるということは非常に私自身体験したらやっぱり頭は下がりますね。聞くだけやったら、ああそうかやで終わるがやけど、目の前でそういうふうにしてもらったら、これはぜひとも執行部の皆さんも市民の方もこういうことは知るべきではないのかというので私の質問の動機にもこれはなっております。今後ともひとつ、非番とかなんとかで疲れとるときも十分皆さんあろうかと思っておりますけれども、市民のためにひとつ頑張っていたきたいと思います。

それでは次に車両事故防止についてお聞きいたします。

年間数件の救急車の交通事故が他府県において、あるいは高知県においても報道されますが、緊急車両の条件、いわゆる赤色灯、サイレン等でありますけれども、備えていても相手がラジオ、CD、あるいはテレビを見たり、特にこの寒いときは全部閉めて大きな音でやったら救急車等緊急車両が通っても相手方は注意散漫になる、これはもうごく当たり前のことではあります。本市では消防ですけれども、交通事故に対して日ごろどのような教育を行っているの

か。本件も消防長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。近年の乗用車は防音性能が向上し、サイレン音はなかなか聞き取れない状況です。緊急走行車両が真後ろについても気がつかない状況が多々あります。緊急走行時における事故の多くは、追い抜き、追い越しまたは交差点侵入時となっております。前方の運転者がこちらに気づき減速、停車などの合図があった後、追い越しをする。また赤信号交差点は一時停止が基本と指導しております。数年前にドライブレコーダーを救急車3台また消防車1台に積載しておりまして、危険を感じた走行事例について帰署後レコーダーを再生し、ヒヤリハット事例として署員が確認周知することとしております。ドライブレコーダーにつきましては今後順次積載を計画しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ドライブレコーダーね、これ非常にいいですね。消防士にむちゃ言うたりする人もあるいはおるかもわからんし、あるいは割り込み、そういうようなのも消防車あるいは救急車といえどもないとも限らん。

それからこれは私は常にずっと思っておるんですけども、交通事故防止につきましては消防署もあるいは職員全てに言えることですが、我々は防衛運転をやってくれというようなことを言っております。防衛運転というのは防衛運転10則というのがありまして、これは今後の参考になるかもわかりませんので読み上げますけれども、誰でも交通事故に遭遇したいと思って運転をしているわけではありません。事故に遭わないようにするためにもドライバー自身が日ごろから運転に気をつける必要があります。事故に遭わないような運転のことを防衛運転と呼んでおります。今回は、防衛運転のポイントとなる10則について見ていきましょう。というようなことで、防衛運転というのは自分が気をつけて運転していても、不注意なドライバーと居合わせたことで事故が起こる危険性が高くなることもある。その場合、大丈夫だろうと思って運転しているのと、もしかして事故が起こるかもしれないと思って気をつけて運転しているのでは、事故に遭遇する確率が非常に低くなるというようなことで、事故に遭ったら必ず過失割合で今度は賠償の問題云々いろいろありますけれども、過失は少ないにこしたことはない。そしてさらに事故が起きんことにこしたことはない。これはもう皆さん議員も何もみんなに関係することですので、ごく簡単に申し上げます。防衛運転10則のうち、まず、子供に注意しましょうと。子供はどのような行動をとるかわかりません。それから2に道路に

親子を見かけたら徐行運転をしましょうと。親がこっちおって子供がこっちおって、急に親のほうへ行って横断せんとも限りませんのでそういうようなことでありましょう。それから、停止中のバスに注意しましょうと。停止しよったら必ず乗降客おるわけですから、そういう点も頭の中に入れとかんといかん。戸が開いている民家には注意しましょう。そら開いとったら外に出る可能性大いにあるわけですから。それと、高齢者に注意しましょうというようなことで。高齢者と言えば三崎で国道で私が知っておる限り横断しとって3名ほど亡くなりました。全て高齢者でした。それから自転車に注意しましょう。自転車は安定感がそれほどありません。それから、タクシーに注意しましょう。タクシーは人がおったらとまるというようなことがありますしね。左折時に巻き込みに注意しましょう。9番に明け方の運転に注意しましょう。10番に停車時は追突の危険性があると思って運転しましょうというようなことで、10則とこのがあるんですけれども、こういうようなのはパソコンで見てもろうたらまたありますので、日ごろ注意しとって事故に遭ったら必ず被害者も加害者も全て被害者。加害者は賠償について気がつけんといかん。被害者は痛い思いをせんといかんといので、全て被害者でありますので事故にはお互い、特に年末でもあります。注意をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

それでは次に、交通事故被害者の救出などでレスキュー車の出動もあろうかと思いますが、今までのレスキューの出動事例、これについて消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。交通事故による救助工作車の出動につきましては、平成27年から本日までの3年間で11件出動しております。うち4件が平成29年中の出動件数となっております。事故内容につきましては、ハンドル操作の誤り、居眠り運転による接触、横転などの単独事故が多く、ハンドル操作の誤りによる事故は高齢者の方が多くなっております。居眠り運転による事故につきましては成人の方が多くなっております。

救助工作車の出動は、119番入電内容において、車内への閉じ込めを確認した段階で出動となります。車両事故につきましては、ドアが開く場合は極力車体を破壊せずに救出するよう努めておりますが、変形等により救出が困難な場合には車両破壊による救出活動となります。

活動事例としましては、横転した車両から救出するため救助工作車に装備されている油圧式の切断機等を使用し、車両後部のドアハッチを解放後、運転者を救出した事例などがございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

(10 番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) レスキュー、大きな車がどンドンと走っていったら、これは大きな事故か何かあったんやなと思いつつながら我々は見ながら、多分、油圧式のジャッキ等々がこれは当然使うであろうと思っております。またそういうようなレスキューが出るような事故については非常に消防も気は使うでしょう。多分、命のことも考えながらやっておると思いますけれども、件数は少なくとも非常に重要な活動でありますので、また今後ともよろしく努力のほどお願いいたします。

次に消火活動についてお聞きいたします。

住宅火災、山林火災ともに年間数件と記憶はしておりますが、住宅火災、山林火災ともに人員は多数を要すると思っております。水の確保については近場に防火水槽があればいいんですけども、ともかく遠隔地の場合はどのようにして、いわゆる道ですね、動線を確保し、どのような対応をしておるのか。水と時間の勝負と思っておりますが、どのような努力をしておりますか。人員規制線についてはどうか。短時間で多額の財産を一瞬に失う事案であります。消防長に答弁を求めます。

○議長(仲田 強君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えします。防火水槽などの消防水利が近くにない場合は、中継送水となります。基本的には、水槽付ポンプ車2 t水槽が現場直近に停車しまして、2 tの水で消火を行いながら後方より消防水利につけた別のポンプ車が補給送水するという戦法をとっております。平均3分から4分で補給態勢が完了となります。200 m以上の遠距離の場合は、消防団ポンプを数台、間に入れ中継することとなります。

出動人員については、消防署から指揮隊として3名で1台、消防隊9名が2台の消防車で出動、消防団につきましては消防車6台ないし9台が出動、1台当たり平均5名が乗車して活動しております。

規制線については、当初消火に全署員団員を充てるため後続の応援部隊または警察官が規制線を張ることになります。

以上です。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 消防も非常にこういう点は動線が長なるほど中継中継というようなことで気は使うと思っておりますけれども、そこら辺消防団とともども協力しながらひとつ、市民の財産、あるいは生命、身体等の保護に努めていただきたいと思います。

さて、火災が終わった後は調査をしなければならんと思っておりますが、火災の原因調査については警察と協力しながら事実の解明を行っているのでしょうか。単独なのか。事実の解明こそが次の火災予防につながると思いますが、その点についていろいろなことがあると思いますけれども、その点についての答弁は消防長に求めます。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。火災原因調査につきましては、消防本部警防係と警察署から刑事生活安全課員と合同で行っております。

事実の解明が火災予防につながるのではないかとこの質問ですが、年間の統計で火災件数、出火原因等を公表しておりまして、注意喚起としております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 消防長、ちょっと私、わからなかったがやけど、一番多い原因は何ですか。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。ちょっとした不注意ということが一番の原因となっております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。ちょっとした不注意ですので、こんろか何から行ってほか行った。あるいは漏電なんかちょっと不注意には入らんかもわかりません。

次に水難救助についてお聞きいたします。

水難事故については先ほど三十何名かな、おったと思うんですけど、潜水専門の隊員が従事すると思うが、年間何件くらいの出動がありますか。件数は少ないと思いますが、水難救助は酸素の対応時間もそれほどはありません。多分40分前後でしょう。また、非常に潜って探して浮き上がってくる時間も考えんといけませんので、隊員自体の危険もまた伴う。かといって人命第一の消防活動でありますので、非常にこれは難しい中、あるいは危険な中、いろいろやっておりますけれども、訓練あるいは気概、その辺について消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。水難救助出動につきましては、火災・救急・救助出動と比較すると年間の出動回数は少なく、過去３年間の水難救助出動件数を見ましても平成２７年が１件、平成２８年４件、平成２９年につきましては現在ゼロ件となっております。

訓練内容につきましては、さきの質問の答弁と重複いたしますが、水中作業での意思疎通、トラブル排除などを目的とした基礎訓練、人命救助を目的とした検索訓練を行っております。

火災時も同様ではありますが、潜水業務は特に地上とは違い一歩間違えれば自身の命に危険を及ぼす環境下にあるため人命第一で活動しておりますが、それは自身の安全確保を確実に行った上でのことでもありますので、それらを前提に訓練を行っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） １０番 岡崎宣男君。

（１０番 岡崎宣男君発言席）

○１０番（岡崎宣男君） 潜水救助、これは非常に難しいですね。酸素やって、どぶんと行って、探して出てこなならん。それでかなり時間たつたら引き上げてきて多分一緒だと思うが毛布なんかでくるんで救急で持っていくと。そやないと自分ら医師やないのでなかなかその場ではできんから、救急でお医者へ運んでおると思っております。私もこの府警の機動隊のアクアリング分隊の分隊長やっとるときに池の中に小さな子供が沈んで数時間たって、行って引き上げましたけれども、すぐ毛布にくるんで、皆さんそんな場合こころも一緒でしょうけども、皆さん見とるやんかね。見とるからできるだけ人格を尊重しながらすぐ救急で行くというようなことです。皆さん、非常に水難事故にあっても特に気も使うだろうし、現場指揮官、この姿勢が非常に大きく市民の信頼を得るか否かということにかかると思っていますので、現場指揮官いうたら消防士とか司令補がいると思っておりますけれども、そこら辺も今後ともひとつよろしく願いたいと。

それでは次に予防活動についてお聞きいたします。

他府県で大きな火災、ホテル、旅館とあるいはガソリンを使った大きな事案等があった場合は本市消防署にあっては対象となる事業者のところに予防、啓蒙活動等を行っているのかどうか。ガソリンは大分前に愛知県であって、全国確かやったと思っておりますけれども、二、三、具体例を挙げて消防長、お答えください。

○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。大きな火災事例があった場合は、その都度、総務省消防庁より通達が発出されますので、それに基づき消防本部予防係が関係事業所へ出向き、火災予防の徹底を指導しております。具体例では、平成２５年２月、長崎市でのグループホーム

火災に伴い、スプリンクラー設置基準の見直しがあり、市内該当施設に出向き経過を説明し、設置指導を実施しました。現在該当する全施設が設置済みとなっております。また、平成25年8月の福知山花火大会露店火災での事例では、火災予防条例の一部改正通知があり、市火災予防条例の改正を行い、また各種イベントに出向き消火器の準備義務化などについて指導を実施しております。

以上です

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） スプリンクラーの設置指導とかそのたびに、都会であったからといって田舎にないとは限らんけん、こういうふうにやっていただいたらより安全な市民生活が送れるわけでありませう。

次に、救急講習について。これは婦人会、学校などで行っていると思えますけれども、ここ3年間の対象、人員、内容、効果について消防署長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。救急講習につきましては、内容は大きく分けると2種類あり、講習時間3時間で心肺蘇生法を行い、消防本部が修了証を発行する普通救命講習と、講習時間1時間程度で行う骨折等応急手当及び救急法のみ受講の短時間講習があります。

福祉施設、婦人会、学校、自主防災組織、その他団体等を対象に年間を通じて救急講習を行っており、短時間講習は20から30団体が受講しております。

受講人数の実績としては、平成27年、普通救命講習268名、短時間講習791名。平成28年、普通救命講習が266名、短時間講習594名。平成29年現在で、普通救命講習280名、短時間講習453名が受講しております。

効果につきましては、心肺停止の119番通報時に講習受講者が心肺蘇生を実施している割合は70%以上あります。また2年前には、遍路歩きをしていた方が市内県道上で心肺停止になり、通りかかった普通救命受講者が心肺蘇生とAEDを使用し、社会復帰に至った素晴らしい効果もあります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 蘇生に至ったというようなことで、これだけでも大きな効果である

うと思っております。

それでは次の消防長の質問は時間がないので、消防長、一つ割愛をさせていただきます。

最後であります。いろいろ質問はいたしました、最後に最高責任者であり、また最高司令官、市長にお聞きいたします。市長はいざとなれば署員あるいは消防団員等々700名くらいを直接間接に指揮することができるわけですが、大地震、大型台風などによって人間社会に大きな被害をもたらします。自然災害等の発生に備え、市長は日ごろどのような対応をお考えですか。また市長の確固たる信念について吐露をお願いしたいと思います。市長、お願いします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も消防団員として二十数年活動し、平成13年9月の西南豪雨災害では団員として、また被災者としての経験、これが今の災害対策本部長としての基礎となっておりますので、その思いを持って答弁をさせていただきます。

近年、全国各地でゲリラ豪雨、大型台風の発生など地域住民の生命・生活を脅かすような大災害が多数発生しており、これまで以上に消防本部を初め消防団に対する期待は大きいと感じております。そして、何よりも近い将来必ずや発生すると言われている南海トラフ大地震への対策は本市にとりまして最大の課題であり、津波から市民の命を守り、そしてその守った命をつなぎ、1人の犠牲者も出さないという気概を持って、自主防災組織や国、県と協力しながら全力で防災機能の充実に努めているところであります。申すまでもなく市民の生命や財産を守ることは私たちに課せられた重要施策であります、特に消防本部はもちろんのこと、消防団員の皆様には、多忙な生業の傍ら常に訓練に励み、非常時にはイの一番に現場に駆けつけ、消火活動や避難誘導などを行う姿は、市民に大きな勇気と安心感を与え、まさに市民のよりどころであります。

しかしながら、さきの東日本大震災において活動の基軸となった多くの消防団員のとうとい命が犠牲となりました。その悲劇を教訓として、私が事あるごとに消防団員に訓示しているのは、消防団員としての使命感や責任感を持ちながらも、大災害の現場では消防団員といえどもまず自分の命を守る、家族の命を守る、そのことを最優先として行動をとること。消防団員がつかない命は必ずや被害から土佐清水市復興への原動力となり、その後の活動によってより多くの市民の命を救うことに必ずつながると信じているところでございます。

そのことを踏まえ、これからも市民の先頭に立ち、より一層地域の防災力を高める取り組みをまず家庭で、そして地域を挙げて進める中で、予想されるこの大災害に市民の総力を挙げて立ち向かってまいります。ぜひご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長の心強い信念を聞きまして、市民と市民の代表としても安心しておるところであります。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） おはようございます。日本共産党の前田晃です。

早速ですが、通告に従いまして3点の質問をいたします。

まず一つ目は、マイナンバー制度にかかわる質問です。

昨年1月から運用を開始しましたいわゆるこのマイナンバー制度ですけれども、行政の効率化とともに市民の利便性につながるとして国が3,000億円を超える巨費を投入してスタートをいたしました。しかし、運用開始から2年たった今でもマイナンバーカードの普及は全国でも人口比10%にも至っておらず、この制度が国民の中にはそれほど浸透していない実態が徐々に見えてきています。浸透しない理由は、もともとこの制度は国民が望んでできたものではないこと。そしてその手続上の煩わしさと情報管理への不安が根底にあるのではないかと思います。

市民課長にお尋ねします。高知県のマイナンバーカードの交付率は全国最低の6%だと聞いていますが、本市での交付数と交付率、そしてその現状についての感想をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。平成29年度10月末現在でお答えさせていただきます。交付枚数1,001枚、交付率7.1%となっています。4月から10月までで大体月平均10枚程度の交付となっています。本市の7.1%の交付率は全国平均の交付率よりも低く、住民の皆さんにまだまだ普及していないと感じています。今後、利用できるサービスも広がっていくことから、広報等を活用しメリット等お知らせをして普及啓発をしていきたいと考

えています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。なかなか交付が進んでいないという状況のようですけれども、高知県も本市もやっぱり高齢者が多いですので、そのカードの管理不安とかそういったものが根底にあるのではないかというふうに思います。課長のほうが利便性のお話もされましたけれども、そういった実感がまだないというような現実ではないかという感想を持ちます。

このマイナンバー制度ですけれども、全ての国民につけられた個人番号、マイナンバーを含む個人情報を行政機関の間で共有し、利用する目的でつくられたものです。行政事務の効率化で、結果として市民の利便性につながることもあるかもしれませんが、一番には市民の利益というよりも行政のためにつくられた制度だということをまず押さえておくべきではないかというふうに私は思っています。

行政事務の効率化、情報連携という点で言えば、既に導入されています住基ネットがあります。続けて市民課長にお尋ねします。この住基ネットとマイナンバー制度はどちらもネットワークシステムを使って自治体間の情報連携を図るものですが、どこが違うのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の利便性の向上と行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、行政機関等に対する本人確認情報の提供や、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして構築されたものです。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、現在、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が始まっています。マイナンバー制度における情報連携では、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類を省略可能とするなどのため、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いて、地方税関係、住民票関係、ほかの社会保障給付に関する情報のやりとりを行います。

住民基本台帳ネットワークシステムも、マイナンバー制度における情報連携も専用のネットワークシステムを用いて情報のやりとりを行いますが、取り扱う情報の範囲が異なっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 詳しい説明をありがとうございました。この住基ネットとマイナンバーですけれども、取り扱う個人情報の分野、それから範囲が大きく違っているということです。住基ネットのほうは住所、氏名、生年月日などの6情報に限られてますけれども、このマイナンバーのほうは先ほどお話ありましたけれども、税、社会保障、災害関係ということで3分野98行政事務を扱うということになっておるようです。

また、このネットワークのあり方についても今ご説明ありましたけれども大きな違いがありまして、この住基ネットは基本的には行政内の情報連携ということです。マイナンバーも同じ性格を持っていますけれども、ここに民間も情報連携に参加するということになっています。このマイナンバーが民間でも広く使用されるために個人情報漏えいのリスクが住基ネットとは比べ物にならないほど高まるというふうに言われてきています。

既にマイナンバー制度が実施されていますアメリカや韓国では、制度の違いはありますけれども、マイナンバーを使ったなりすまし犯罪が多発し、社会問題化しているということでもあります。ちなみにイギリスは導入して4年後に廃止をしております。ドイツ、フランスは人権擁護の観点から導入をしております。

総務課長にお尋ねいたします。漏えいの危険性が格段に高まるとされるこのマイナンバーの情報管理には万全の対策が求められているわけですがけれども、先ほど市民課長の説明の中にもありましたけれども、本市ではこのセキュリティ確保のためにどのような対策をとっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。先ほど市民課長も答弁しましたようにL G W A Nという総合行政ネットワークという独立した専用回線を利用しております。L G W A Nとは地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであり、インターネット等のネットワークとは切り離された閉域ネットワークで、外部から内部を守る防御壁として通信アクセス制御を行うファイアウォールを設置し、通信経路の暗号化による盗聴防止や地方公共団体間での直接通信を制限し、全ての通信を24時間365日監視することで不正アクセスの検知を行い、セキュリティを確保しています。また通信相手相互の認証を行い、盗聴、改ざん、なりすまし等を防止しており、L G W A N内では通信相手が見えないネットワーク上で安全に通信を行うことができます。

法人等の民間事業者がマイナンバーの情報連携を行うためには情報ネットワークシステムに接続するための申請のほか、L G W A Nに接続するための申込手続やネットワーク機器の設置が必要であり、地方公共団体と同様のセキュリティ対策が必要であると考えます。

そのほかマイナンバーのシステム面での保護措置としては、個人情報を一元管理せず従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理することとなっております。

本市は、マイナンバーを利用する住民情報システムにおいて誰でもシステムに直接アクセスできないようアクセスできる職員を制限するとともに、パスワードとI Cカードの2要素による認証機能を今年6月より導入し、端末の使用権限を設定しセキュリティをさらに高め、住民情報流出を徹底して防ぐように対応しました。

マイナンバーの取り扱いに関する職員の責務としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法など関連する法令及び土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、同施行規則、管理規程を遵守し、個人情報が外部へ漏えいすることがないように対応するとともに、今後も庁内一丸となって個人情報を含む重要情報の適正な管理に努めてまいります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私もこのネットワーク関係余り詳しくないので、今、丁寧にご説明をいただきましたがどこまで理解したかちょっとわかりませんが、システム上はL G W A Nという行政専門の閉じられたネットワークで使われているので問題ないと。民間の参加もそれに似たような形になるというお話だったと思います。それから職員の情報管理にかかわるものはやっぱりマニュアルというのがある、職員もパスワード、I Cカードで情報にかかわる人を制限しているというお話があったように思います。

土佐清水市役所のように自治体側は今、お話していただいたように万全の管理体制が整えられているように思います。しかし、同じようにこのマイナンバーを取り扱う民間のほうですね、この漏えいを防ぐための万全の措置、安全管理措置というふうに言われてるようですけども、民間もこの措置を講じなければならないということになっています。違反をすれば厳しい罰則があります。しかしながら、そういった法律の規制があったとしても民間全般、とりわけ零細な事業者にまでこの情報管理を周知徹底することはまず不可能だというふうに言われています。ここにこのマイナンバーの一番の課題が残されているのではないかとこのように思います。

そういった民間と市との情報管理にかかわって、続けて税務課長にお尋ねします。それぞれの市町村では毎年5月ごろに住民税の特別徴収税額決定通知書というのがある、それを事業

主に送付をしていますけれども、ことしからその通知書に従業員のマイナンバー、個人番号記入欄が設けられることになりました。そこで自治体によってはその欄に従業員のマイナンバーを記載して事業者に送付した自治体と、記載せず空欄で送付した自治体があったと聞いております。土佐清水市ではどのような取り扱いをしたのか、またその理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 税務課長。

（税務課長 中山 優君自席）

○税務課長（中山 優君） 本市においては、本年5月に702事業所、3,084名分についてマイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書を特別徴収義務者に郵送しています。

マイナンバーを記載して通知した理由につきましては、行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第1号の規定によりまして、個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人または個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供することができる、とされておりまして、この規定に基づき、今年度から地方税法施行規則で定められた特別徴収税額決定通知書の様式に個人番号記載欄が設けられ、従業員の個人番号を記載の上、通知することが義務づけられたことによるものでございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。本市の場合は従業員のマイナンバーを記載して送付したと。その理由はマイナンバー法の19条1号に基づいてやってもいいということになっているからということで対応したという話でした。

このマイナンバーを含む個人情報についてですけれども、特定個人情報とされておりまして利用目的の範囲が先ほどお話ありましたように税、社会保障、災害対策に限定をされています。そして通常の個人情報よりも大変厳しい保護措置がとられることになっています。また、通常の個人情報では本人の同意があれば第三者にも提供すると、それができるわけですが、特定個人情報になりますと本人の同意があっても原則として第三者へ提供ができないということになっています。

マイナンバーはそれほど厳しい管理のもとに置かれているということでもありますけれども、副市長にお尋ねします。今、税務課長のほうからもお話があったんですけれども、今回、市がこの特定個人情報である従業員のマイナンバーを住民税決定通知書に記載して事業者に送付したことは、この保護すべき個人情報を外部、事業者へ公表する、ちょっと厳しく言いますと漏らすことになるというふうには考えられないか。先ほどもう説明がありましたので、同じ回答

になるかと思えますけれども、副市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。ただいま税務課長から答弁したように重複となりますけれども、今年度から特別徴収税額決定通知書に個人番号、マイナンバーを記載して事業者に送付するようになったのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第19条第1号の規定に基づき、地方税法施行規則第2条中の第3号様式特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書の中に個人番号、マイナンバーの記載する欄が平成29年度の税法の改正によって設けられたことによるものでございます。法を遵守する行政としては法にのっとって記載通知したもので、特定個人情報の公表に当たらないものと認識しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） よくわかりました。そういうことだろうと思います。ただ、このマイナンバー法の19条1号、法律上、法律にのっとってというお話でしたけれども、ただ市が事業者はこのマイナンバーを提供できる、これは原則は禁止なんですね。ただこの19条の中には、ただしこれはできるということで16項目挙げているんです。そのうちの1項目なんですね。今、副市長が言われたのは。原則は禁止なんです。やはり、だとすれば行政としては受け取る事業者側への配慮が求められるんじゃないかというようなことを思います。法律上はオーケーかもしれませんが。現に事業者の中には罰則を伴う管理責任がマイナンバーが来れば生じるわけですので、預かりたくないという方もおいでのわけですね。まずは従業員から報告もしていないのになぜ市が一方的に記載したマイナンバーを送ってくるのか。この不快感を示す事業者もおいでです。そういったところを配慮すべきではないかというようなことを私は感じています。

続けて副市長にお尋ねします。特定個人情報である従業員のマイナンバーを通知書に記載し、事業者へ送付したことは、今度はマイナンバーの提供を望まない、今は事業者でしたけれども、従業員の内心の自由やプライバシーを侵害することになるのではないかと、そういったことも心配をいたしますが、副市長の所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。12桁の個人番号、マイナンバーの情報内容について、総務省が所管する地方公共団体情報システム機構に確認したところ、この12桁の数字自体には何の情報も持たせてないということでございますので、従業員の内心の自由やプライバシーの侵害には当たらないものと認識しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私も仕組みがよくわからないんですけども、このマイナンバーに基づいてそれに含めて個人情報、これからどんどん集積をしていくわけですよね。そういう仕組みなんですよね。だから番号だけでは情報の漏えいには当たらないというのは、それは私はおかしいと思います。おかしいと思いますよ。総務省の対応も違ってると思います。これまでの漏れたことについての。基本的にはマイナンバーを提供するかしないかというのは本人の自由ですから、行政が本人の了解もなく事業主にマイナンバーを送ると、これは基本的には内心の自由やプライバシーの侵害につながるんだという認識をやっぱり行政の側としては持つておくべきだというふうに私は思います。行政というのは市民の人権を守る立場にあるわけですから、情報漏えいとか人権侵害につながる可能性のある事務処理や手続、これは法律で決まっちゃうということかもしれませんが、十分に配慮した対応が私は必要になると思います。この住民税の決定通知書の取り扱いについては基本的には従業員の自主的な申告に基づいて事業者がマイナンバーを記入する。それを市へ提出するという手順を踏むのが個人情報を管理する行政としての正しい対応の仕方、あり方ではないかと思えます。

ところで本市と同じように従業員のマイナンバーを通知書に記載して送付した自治体では、この間、誤配達や郵便受けから個人情報漏れる問題も起こっています。個人情報の保護を目的に設置されました国の監督機関、個人情報保護委員会というのがあるようですけども、ここが今年度、上半期の6カ月の活動実績を発表しております。それによりますと、マイナンバーの漏えいは273件発生し、前年同時期66件の4倍を超えていることが報告されています。ご承知だと思いますけれども、このうちの過半数の152件は今、お話をしましたこの住民税の決定通知書の誤送付等によるものというふうになっています。集計してそういうふうに出ているわけです。実はそれはよその話ではありません。これはご承知だと思いますけれども、この5月、黒潮町で住民税通知書の誤発送があり、1人の個人情報が漏れたことが高知新聞で報道されました。黒潮町は本市と同じように通知書に従業員のマイナンバーを記載して事業所に送っておりまして、このことについて黒潮町町長は個人情報の漏えいをおわびするコメントを出しております。

続けて副市長にお尋ねします。住民税の決定通知書に今言いました従業員のマイナンバーを記載して送ることは、このように個人情報漏えいや人権侵害などさまざまな問題が起こる可能性があります。問題がないということではないですよ。ナンバーだけの漏出でも問題視してるんですから、総務省自身が。そういった問題を未然に防ぐために次年度からの通知書はマイナンバー記入欄を空欄にしたまま送付すべきだと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに四万十市、宿毛市はこの漏えいの危険があるとして本年度はマイナンバーを記載せずに送付をしています。副市長の所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。先ほど答弁したとおり今年度から特別徴収税額決定通知書への個人番号、マイナンバーの記載は、地方税法の規定、総務省からの今年3月6日付のQ&Aの通知にのっとり適切に事務処理したもので、今後とも同様の事務処理を行うことが適当とは思っておりますが、今年度の県下11市の状況を確認しますと、本市と同様に個人番号、マイナンバーを記載して通知した市が、室戸市、香美市、香南市、南国市、土佐市、須崎市の7市でございます。記載せずに通知したのが先ほど議員もおっしゃられましたけれど安芸市、高知市、四万十市、宿毛市の4市になっております。以上の状況から来年度以降につきましては、他市の動向やセキュリティの問題、先ほど黒潮町のこともございました。などを十分再検討した上で決定していきたいというふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ことし送付した事業所には異動があるかもしれませんがその通知書の控えが残されてるでしょうし、あえてまた来年度漏えいのリスクを抱えたマイナンバーを記載して送るという必要がないと思います。またいわゆる米印、私も初めて知りました。アスタリスク表示と言うようですけれども、あれで対応する自治体もあるというふうに聞いておりますので。さまざまこの個人情報を保護する最善の方法でぜひ副市長、これ検討しますという話でしたので、前向きにぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後にもう一点、副市長にお尋ねします。マイナンバーの導入から、あと市役所の窓口での申請手続きの際にマイナンバーの記入を求められることが多くなりました。ある市民の方からは償却資産の申請書にマイナンバーを書かないと申告書は受理しないと窓口で言われて、一旦書いて提出をしましたが、後で記載は任意だと知って窓口でその旨を伝え、無記載の申告書と差しかえてもらったという声も聞きました。私もお本人からお話も聞きました。マイナンバーを提供するかしらないか、基本的には本人の自由です。マイナンバーを記載しない、提供しないか

らといって申請が通らない、市民サービスが受けられないということはあってはならないことだと思います。副市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。個人番号、マイナンバーの記載が必要な申請手続きとしましては、地方税関係のほか介護保険、国民健康保険、障害者福祉、児童福祉などの申請時に原則として個人番号、マイナンバーの記載等を求めることとされております。

申請者が個人番号、マイナンバーを記載しなかった場合の取り扱いについては、2通りございまして、単に個人番号カードや通知カードを持ってくるのを忘れた方につきましては、本人に了解を求めた上で、住民基本台帳や他の関係資料等から市のほうで確認を行っております。一方、個人番号、マイナンバー制度に否定的な方につきましては、制度への理解を求めるよう努めておりますが、それでも拒否される方につきましては、個人番号を申請書に記載せず事務処理を行うことなど行政サービスを低下させないように努めておりますけど、先ほど議員さんがおっしゃられた案件については私ちょっと承知しておりませんので、このことについては庁内の徹底をしていきたいというふうには思っております。そのように個人番号の不記載を理由に申請書等を不受理にする取り扱いは行ってないものと考えております。市といたしましては、今後も制度への理解を求めながら、特定個人情報の保護などを適切に管理し、個人番号、マイナンバーの取り扱いに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。一番いい対応されてるんじゃないかと思えます。この本市の窓口ではマイナンバー不記載でも申請を受け付け、弾力的な対応をしているという答弁だったと思います。先ほど市民の申し出を受けて申告書を差しかえた窓口の対応というのは、行き来はあったけれども私は最終的には適切な対応であったというふうに思っています。ただマイナンバー不記載の申請書などは後で職員が何らかの対応をしてくれているのかもしれない。できないのかもしれないけれども。

また、窓口では市民が記載していますマイナンバーが正しいかどうか、職員が常時確認を行っているというふうに聞いています。そうしますとそもそもマイナンバー制度というのは、行政の効率化を目指して導入されたわけですけれども職員の皆さんにとっては今まで以上に手間がかかって、かえって非効率的で忙しくなってるんじゃないか、そんなふうに思っています。

国が普及を目指しているこのマイナンバーカードには、いずれ健康保険証の機能や民間銀行と提携し、キャッシュカードなどの機能を盛り込むことも想定していると聞いています。個人の所得や資産を含めたプライベートな個人情報や各種機能、マイナンバーカード1枚に集積することは漏えいのリスクと被害を飛躍的に拡大させることになるかと危惧もされていますし、また国家による一元的な国民管理を懸念をする声もあります。本市でも7%程度とこのマイナンバーカードの普及が進んでいませんけれども、それは市民の皆さんがマイナンバーの利便性にいま一つ納得できていないこと、そしてカードを紛失したときのリスクを考えてのことではないかと思われまます。私はそれは皆さんの当然の見方であり、選択だと言えるのではないかと考えています。今後のマイナンバーの運用については執行部の皆さんには国の枠とは別に市民のプライバシーや内心の自由など基本的人権を守る立場に立って市民の実情に沿った今までのような対応をぜひしていただくことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

2つ目は就学援助制度についての質問です。

この就学援助制度は、家庭の経済状態にかかわらず小中学生が安心して学習に取り組めるよう学用品費や修学旅行費などを補助する制度でありますけれども、貧困と格差が拡大する中で全ての子供たちの教育を受ける権利を保障するためにもこの制度の充実が今、重要な課題となっております。

まず、学校教育課長にお尋ねいたします。本年度、就学援助を受けている本市の児童生徒数を小中別及び要保護、準要保護別にお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。平成29年度における就学援助費の認定状況を申し上げますと、小学校は69名となっております、全員、準要保護であります。次に、中学校では41名。その内訳は要保護1名、準要保護40名となっております。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。続けて学校教育課長にお尋ねします。文科省は本年度、29年度から就学援助費の中の入学準備金、新入学児童生徒学用品費等というふうに正式には言うようですが、それは増額をしていますが、その内容と本年度の本市の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。本市の要保護準要保護児童生徒就学援助費の支給につきましては、国の特別支援及び要保護基準に準じて実施しております。平成29年度につきましても、文部科学省より通知のありました平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補助限度単価に基づき、新入学児童生徒学用品費の見直しを行い、小学生4万600円、中学生4万7,400円の支給を行っているところであります。

以上であります。

○議長(仲田 強君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) ありがとうございます。文科省はこの入学準備金の補助単価を2倍に引き上げまして、その結果、今、課長からお話もありましたけれども、入学準備金の支給額が小中学生ともに2万円台だったものが4万円台へと倍増しています。文科省によりますと家庭が学校教育に支出する金額を調査しましたら、小中学校ともに1年生が最も多くかかる。例えば小学校1年生はランドセルだけで4万2,400円、中学生だと制服だけで4万6,000円。その他含めると10万円以上かかるということが調査でわかって、これまでの入学準備金の支給額が十分でなかったということで増額をしたということでもあります。

この入学準備金の増額ですが、国庫補助のある要保護者を対象にしたもの、基本的にはそういうことになっています。準要保護者の就学援助につきましては国庫補助が廃止をされまして、一般財源化された後はそれぞれの自治体が認定要件や給付内容を独自に決めて取り組んでるわけですが、本市ではこれまで指導もそういう要綱もあるということですので要保護者に準じた給付内容で対応をしておるといことです。

初めの課長の答弁にもありましたように要保護に比べて準要保護の児童生徒数が本市は圧倒的に多いですので、教育委員会はこれまでもこの準要保護の就学援助の財源確保に苦勞されてきたのではないかと思います。

さて、そのご苦勞ついでに教育委員会にもう一頑張りしていただきたいことがあります。それは、ここにありますようにこの入学準備金の支給時期を入学前の3月にできないかということです。本市でもそうですけれども、これまでほとんどの自治体ではこの入学準備金を含めた就学援助費の支給といいますのは認定の手続があるために5月から7月、本市は6月ということですが、支給する自治体が多くて、入学準備金の支給が実際の入学に間に合わないという実態がありました。就学援助費の支給時期についてはこれまで文科省からも児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるようにという通知もありましたし、本年度は入学前の準備金の支給が小中とも可能だとする通知も出されています。

教育長にお尋ねします。新1年生の家庭では入学準備のために先ほどの文科省調査程度のお金がやっぱり必要になると思われま。とりわけ就学援助を希望する家庭では入学準備が大きな負担となっていて、これまでも入学前に準備金を支給してほしいという根強い声がありました。入学準備金が3月に支給されることになれば、保護者からも、また子供たちからも大いに喜ばれることと思います。入学準備金を入学前の3月に支給できないものかどうか、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、平成29年度までは他の就学援助費と同様に6月支給としておりました。しかしながら新入学児童生徒学用品費は、新1年生が入学するに当たっての準備に要する費用であり、また県教委からの通知もなされたことから早期支給について検討を重ねてきたところであります。検討の中で3月までに支給するとなると会計年度でいえば前年度支給となることから新たな予算計上が必要となり、また支給後に転出した場合の取り扱いなどの懸案事項が生じたところであります。教育委員会といたしましては、これらのことを総合的に勘案し、平成30年度の支給につきましては、就学機会の確保を図る面からも早期に支給するべきとの判断により、学校への在籍が決定となる4月1日以降のできるだけ早い時期である4月2日あるいは3日支給に向けて、現在、取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ただいま教育長から3月支給はなかなか予算上の問題、転出する児童生徒の問題があって難しいが、4月1日以降入学前に入学準備金の支給を予定しているという大変うれしい望外の答弁をいただきました。

実はことしの4月時点で全国では158の自治体がこの入学準備金の入学前支給、あるいは来春の実施を予定していました。お隣の四万十市では来春の3月にこの入学準備金を支給するために今、準備を進めていると聞きましたし、また黒潮町では入学被服費という名目で中学1年生の制服代を領収書と引きかえに支給をするという話も聞いていましたので、土佐清水市もぜひ3月支給をと要請をさせていただいたわけですけれども、何と教育委員会では入学前の4月支給を予定していたということで大変うれしく思います。さすが土佐清水市の教育委員会だというふうに感心をいたします。支援を必要とする家庭に寄り添う心のこもった対応だというふうには私は思います。

それでは、市長にお尋ねいたします。ただいま教育長から入学前の入学準備金支給という大変うれしい答弁をいただきました。本市の就学援助では国庫補助のない準要保護者の財源確保がやはり課題になろうかと思っておりますので、入学前の入学準備金の支給に向けた財政的なご支援をぜひお願いいたしますとともに、入学前の入学準備金支給についての市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 来年度の予算の確保につきましては、担当課である学校教育課で、今、予算編成をした後、企画財政課長の査定を経て、1月の市長査定へと進んでいきますが、査定においては適切な予算の確保に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

また、入学準備金の入学前支給についての所見とのことでありますが、その名前のおり学校へ入学するための準備に要するお金となりますので、当然入学前に支給することが望ましいと考えております。先ほど教育長からも答弁がありましたとおり、従来6月に支給をしていた入学準備金を来年度は4月に前倒して支給するよう担当課で進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 大変心強い答弁ありがとうございます。拍手をしたいくらいですけれども、議場では拍手をしたらいけませんので。

市長の掲げる基本政策の一つに子育て・教育環境の充実がありますけれども、この入学準備金の入学前支給というのはまさにこの子育て・教育環境の充実を具体化する取り組みだというふうに思います。最初に申し上げましたように貧困と格差が拡大する中で全ての子供にひとしく教育を受ける権利を保障するためにも、この就学援助制度を充実させることは重要な課題だと思います。引き続きこの制度の拡充に向けて執行部の皆様のご配慮をいただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

3つ目は学校現場の多忙化の問題についての質問です。

私は3年前議員になった最初の9月会議で学校現場の多忙化の問題を取り上げて質問をさせていただきました。私の問題意識は子供にとって先生こそ最大の教育条件であり、行き届いた教育を保障するためには先生が生き生きと仕事に打ち込める条件整備、労働環境、労働条件の改善が何よりも大事だということにありました。この間、学校統合や学校給食を初めさまざまな教育課題に対して、また先ほどの入学準備金の対応もそうですけれども子供や保護者、地域の声を大事にしながら本市の教育環境の整備充実に取り組んでこられた教育委員会の姿勢に

については高く評価をするところであります。

ただ、その一方で、学校現場で奮闘している先生たちの話を聞くたびに、先生たちの働き方は改善されてきたのだろうか、多忙化が進み、先生たちの働く環境が年々悪化してきているのではないかと、そんな疑問を持ち続けてきました。実際に先生たちの働き方はどうなっているのか。昨年、文科省が10年ぶりに小中学校教員の勤務実態調査を行い、その結果が4月に公表されました。それによりますと中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚労省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることが明らかになりました。平日1日当たりの勤務時間は小学校が11時間15分、中学校が11時間32分で、いずれも10年前の調査から30分から40分ふえています。文科省の調査でさえ残業が多く、多くの教員が過労死ラインを超える勤務をしている学校現場の状態はどう考えても普通ではありません。さらに学校現場での病気休職者は年間約8,000人、うち5,000人が鬱病などの精神疾患だと言われていています。教員の過労死や過労自殺もたびたび起きております。

本市の学校現場の残業の実態もほぼこの調査結果と同じになるのではないかとおもわれますが、学校教育課長にお尋ねをいたします。この文科省調査にかかわる本市の集計結果があれば、その特徴をお伺いしたいと思います。また、課長が課長職について以降、見聞きをしました小中学校の先生たちの勤務の実態、それから学校現場から上がっている声などがあればそれもお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。文部科学省が昨年度実施いたしました教員勤務実態調査は、全国の小中学校各400校を抽出し、その学校に勤務する教員を対象としたもので、本市では1小学校が対象校となりました。

調査方法は、教員個々に勤務時間等をマークシート方式の調査票に記入したものを、学校や学校教育課を通さずに直接提出していることから、内容については把握することができておりません。

次に教員の勤務状況については、私も学校を訪問する際に学校長等から授業や学校の様子などについての意見交換や学校内の見学等を行っているところであります。小中学校の現状といたしましては、授業を終えた後、テストや宿題の点検、学級通信の作成や翌日に向けた準備、保護者対応、教材研究、部活動での指導、加力学習、補習授業等のため、学校や教員により違いはありますが午後7時を過ぎての帰宅が見受けられている状況にあります。

このような中、学校長においてはできるだけ早い帰宅に向け退庁時間の設定や声かけなどを

しているところであり、少しずつではありますが退庁時間が早まっていると伺っております。
以上であります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。今の課長の答弁の中に学校の実態が大体見えてきたかなというふうに思います。

次、教育長にお尋ねいたします。ただいまの課長の答弁にもありました本市の現状とともに、この文科省の調査は全国調査ですけれども、これについての教育長の率直な感想をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。文部科学省が昨年度実施しました教員勤務実態調査においてもその実態があらわれており、中教審初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」より、学校における働き方改革に係る緊急提言として、1、校長及び教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方を進めること。2、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこと。3、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させることなどが出されているところであります。

本市学校現場につきましては、先ほど学校教育課長からも答弁いたしましたとおり正規の勤務時間を超えた状況が見受けられており、看過できないものと受けとめております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。課長も教育長も私と大体现状認識は一緒だと思いますけれども、続けて教育長にお尋ねしたいと思います。学校現場の時間外勤務、残業、それから多忙化を解消する、現状がそういうことですので、するために教育委員会としてこれまでどのような取り組みを進めてこられたのか。また今後、どのような取り組みを進めようとしているのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。学校や教員の役割が複雑化・多忙化する中、小学校の英語科や特別の教科・道徳の実施など、今後、拡大することが見込まれております。

高知県下11市の教育長で組織した高知県都市教育長協議会におきましては、教員確保によ

る教職員の負担軽減を図るため、少人数学級編制や加配定数の堅持、また小学校外国語教育への支援員の配置などについて、高知県教育委員会へ要望を行ってきたところであります。

本市教職員の多忙化対策につきましては、本市教育委員会に責務があることから、これまでも特別支援教育支援員や学校事務職員等の配置、また盆時期の学校閉庁や部活動の休養日設定など、教職員の多忙化解消に向けて取り組んできたところであります。来年度からも教職員の多忙化解消に向け、引き続き特別支援教育支援員や学校事務職員の配置などを初め、教職員の勤務実態を明確にするために全小中学校へタイムレコーダーの設置、多忙化解消を目的とした支援員の配置等を行うことができないか検討しているところであります。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） やっぱり学校多忙化の解消のためには人が必要だということで支援員、それから事務職の加配教員、それから盆期間の学校閉庁もやっておいでと。それから部活動の休養日設定もしておるといことです。こういった条件整備は大いに私は評価をするところです。今後の取り組みとしてタイムカードを、これは検討しているということですか。するということじゃなくて、検討している。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 来年度予算に上げていただくために、今、上げている最中ございまして、まだ予算がついている状況ではございませんが、それに向けて検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私も時間の管理というのは意識してやらないとなかなかね。後で提案させていただきたいんですけども、これはやっぱり大事だと思っています。

12月3日、たまたまこの新聞とってないんですが目に触れた朝日新聞ですけども、ここにこんな記事がありました。文科省が教員の長時間労働緩和のために来年度前半にも勤務時間の上限をガイドラインとして作成して、学校現場に示す方針だという記事が載っていました。また同じ紙面に京都府ですけども、午後8時学校退勤、8時以降学校に残らない。岡山県、時間外勤務25%削減。大阪市、照会調査文書25%削減など、都道府県の段階での取り組みも紹介されていました。

そこで高知県どうなのかと、県教委の福利課、これは福利課の担当のようですね。小中学校課じゃなくて。問い合わせましたところ、高知県では教員の事務量を軽減するモデル校指定をやっていると。5校か6校。幡多では中村中学校という話を聞きました。休養日設定など部活動の見直しの呼びかけをしていると、この2点をしているというお話でしたが、服務監督というのは先ほど教育長もお話ありましたけれども、市町村教委にあるということなんでしょうか。全県でそれ以上の具体的な取り組みにはなっていない。他府県に比べて私は高知県、極めて動きが鈍いという印象を持ちました。ただ過酷な教員の勤務の実態が文科省の調査、自身の調査で明らかになりましたので、文科省も都道府県も温度差はありますがやっとなかなか重い腰を上げたように見えます。けれど私はまだ確信に迫っていない。本丸を攻めるに至っていないと思うんです。

学校現場の多忙化については、私は学習指導要領の改訂で学習内容と授業時間がふえたこと、来年から教育長お話ありましたように英語科が入ります。道徳も教科化されます。時間数もふえます。そういう問題。そして何よりも10年前に導入されました学力テストの導入で授業計画、報告書の作成事務、研修関係が圧倒的に学校現場にふえたこと、これが大きな要因だと考えています。さらに中学校では部活の問題が加わります。多忙化の要因ははっきりしていると私は思っています。学習指導要領、学力テスト、部活動、ここを正さなければ多忙化の問題の本質的な解決にはならないと思います。ただこれらの要因のほとんどは言うまでもなく市が単独で解決できるものではありません。国や県などそれぞれの段階で解決に向けて条件整備すべき問題です。ですからそれらをぜひとも市教委のほうから国や県へ改善するよう強く要請をしていただきたいというふうに思います。

では、多忙化解消に向けて市単独で何ができるか。そう考えたときに私は先ほど教育長の答弁もありましたけれども、教員の時間外勤務を定めている給特条例、勤務の問題、時間の話ありましたので、給特条例をもとにそれぞれの学校で先生たちが自分たちの働き方について率直に話し合っただけ勤務を見直すことが大事ではないかと考えました。

学校教育課長にお尋ねいたします。教員の勤務を定める給特条例についてご説明をください。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。高知県が制定しております公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の主なものを説明いたしますと「管理職手当を受ける者を除く教育職員は、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じない」とされており、別途給与月額額の100分の4に相当する額の教職調整額が支払われることとなっております。

また、教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、1、校外実習その他生徒の実習に関する業務。2、修学旅行その他学校の行事に関する業務。3、教職員会議に関する業務。4、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする、と規定がされております。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。今、課長お話ありましたように教員の勤務については、勤務の特殊性を考慮して給特条例が適用されます。教員の時間外勤務は通常の25%の割り増し賃金ではなく、4%の教職調整額を全員に支給することになっていて、そのため教員には特別な場合を除いて原則として時間外勤務を命じないということになっているんです。これが教員の勤務の大原則であります。ただ学校現場の実態からいえば、最初の課長のお話にもありましたように勤務時間内に全ての仕事を完了させることは実際にはなかなか難しいです。授業の準備をする、授業をする、宿題を点検する、採点をする、生活指導をする、あすの授業の教材研究をする、報告資料をつくる、通信をつくる、中学校はその上に部活が入ります。最近は個人情報の管理が厳しくなって成績等の事務処理も学校ですということになっています。こういった時間外に仕事が終わらないというのは学校現場の実態ですけれども、こういった現実が延々と続いてきたものですから、ほとんどの先生たちは持ち帰りの仕事も含めて少々の残業や時間外勤務はやむなしといった悟りの境地にあるように思います。管理職もそういった現実を承知していますから、先生が学校に残って残業していても自発的な勤務として黙認をしてきました。これはある意味ではないことだろうと思います。時間外勤務を命じないという給特条例の大原則は残念ながらすっかり形骸化をしているのが現場の実態です。

そこでです。私は形骸化はしてるんだけど、やっぱり時間の管理ということであれば、この給特条例、これこそが教員の勤務の大原則ですので、ルールですので、それぞれの学校がそのルールに立ち返って一度自分たちの仕事や勤務を見直してみることが必要ではないかというふうに思います。やや観念的になりますけれども、学校現場の意識改革というふうに言ってもいいと思います。

先ほど紹介した朝日新聞では、大阪の高槻市の小学校の先生たちが長時間労働の解消に向けて、自分たちで相談をして民間の専門家の力もかりて、話し合いのときにはタイムキーパーも置いて、それぞれの家庭事情、子育て、介護事情を出し合って、早く帰りやすいような雰囲気をつくって対応したと。そういった取り組みで休日に出勤している状況は余り変わらないんだ

けれども、平日に早く帰れる日がふえたという声があったという記事が載っていました。この取り組みは学校現場から出発した働き方改革、意識改革の典型の事例だというふうに私は思っています。

教育長にお尋ねいたします。多忙化解消のためにこの高槻市の小学校のように教員の働き方について時間の管理が大事だと先ほどおっしゃいましたので、学校全体で再確認し、見直すことが必要ではないかというふうに思います。その際には教員の勤務の基本的なルールであります給特条例をもとに話し合うことが大事だと思いますが、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。給特条例は教職員の勤務実態の特殊性に基づき規定された勤務に係る基本的事項であります。年度当初に、職員の勤務時間の割振り等に関する規定の提出を求めており、その際、職員には学校長より周知徹底を行っているところであります。

教職員の多忙化対策、働き方改革は喫緊の課題と認識しており、これまでも校長会などにおいて、部活動の見直しや業務の効率化による負担軽減について検討をするよう要請を行ってきたところであります。今後におきましても引き続きそういった検討を重ねて、少しでも改善ができないかというところを回を重ねて実際の効率のある形に現場がなっていけばというふうに思っておりますので、今後も引き続きそういった要請を校長会を通して取り組んでいきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 皆さん、こんにちは。清友会の細川博史でございます。

月日のたつのは早いもので、あっという間に1年が過ぎ去ろうとしております。また毎年12月13日、あしたになります。正月事始めと言われ、すす払いや迎え松などお正月の準備を始める日と言われております。江戸時代に入り、12月13日が最も運のよい大吉日ということで年神様をお迎えするのにふさわしい日として現在では定着しております。すす払いが終わると門松をつくり、お節料理をつくるためのまきや門松にする松を12月13日に山にとりに行くことを松迎えと言いますが、現代では全国的にほとんど消えてしまった習慣でございます。正月事始めでは京都の祇園事始めが有名でございます。正月飾りの餅つきは12月29日は苦勞の苦、苦餅、苦を持ちと言われ、12月31日は一夜飾り、一夜餅で縁起が悪く、年神様に失礼になるとされております。末広がりがよいとされる8のつく28日が縁起がよいとされております。または30日に行ってはいかがでしょうか。ふだんできない大掃除を正月事始めのあしたから少しずつ始めていくのもよいかもしれません。年神様をお迎えする準備をして、ゆっくりとお正月を迎えましょう。

それでは通告書に従いまして、一般質問に入りたいと思います。

まず、ふるさと納税、ふるさと元気寄附金についてお尋ねいたします。

全国で平成20年にふるさと納税制度がスタートし、間もなく10年が経過いたします。このふるさと納税制度はふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したい、元気にしたいという思いを形にするため、自治体などに寄附をすると所得税あるいは住民税の控除が受けられます。また特産品などの返礼品がもらえるなど、寄附をするほうももらったほうも一定のプラスアルファがあるという制度になっております。

しかしながら、近年は自治体間で返礼品の豪華さや特典競争が激化し、全国的に特産品の外商戦略の一つとして位置づけられ、制度本来の趣旨から逸脱するということから、総務省は本年度から返礼品の返礼率を30%以内とすることや、資産価値の高い商品などは返礼品としないことなど一定の縛りを自治体に要請しております。本市におきましてもことしの5月から国の要請どおり返礼率をこれまでの50%から30%に縮小したとお聞きしております。

そこで平成20年の制度創設以降、本市のふるさと納税に係る寄附金実績につきまして、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。平成20年から本年11月末までの寄附金総額は、約7,200万円であります。そのうちインターネット受け付けを開始した平成28年度の寄附額が、4,000万円余りとなっており、平成27年度と比較すると約10倍と

なっていることから、インターネット受け付けを開始したことや、全国的なふるさと納税ブームにより、飛躍的にふえたところではありますが、今年度につきましては11月末現在約1,600万円で、昨年と同時期と比較いたしますと2割程度減少しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。インターネット受け付けを開始した昨年度、平成28年度に飛躍的に寄附金額がふえたということではありますが、今年度につきましては今のところ2割程度減少しているという企画財政課長からの答弁がありました。これは返礼率を30%に縮小したことも少なからず影響しているのではないかと私自身は思っております。企画財政課長から寄附金額の実績について答弁をいただきました。

寄附金が本市へ入る一方で逆に市内の方がほかの市町村にふるさと納税をしているというケースもあるのではないかと思います。市外へのふるさと納税につきまして、どのくらいの実績があるのか、税務課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 税務課長。

（税務課長 中山 優君自席）

○税務課長（中山 優君） 平成28年度中に他の市町村にふるさと納税された方は34名です。納税額は292万5,000円となっています。

なお、このふるさと納税された金額の全てが、本市の財源から減額されるわけではありません。ふるさと納税された場合、上限はありますがふるさと納税を行った翌年度の個人市民税から所得金額に応じ税額控除されることとなっております。今年度は28年中に他の市町村にふるさと納税された34名の個人住民税から税額控除された約115万円が本市の財源からの減額となります。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。企画財政課長と税務課長からそれぞれ答弁をいただきました。平成28年度につきまして、本市への寄附金が約4,000万円入り、市外へ約300万円出ていくが、本市の市税にはわずか115万円しか影響しないということですので、差し引きいたしますと約3,900万円本市にとってはプラスになるということがよくわかりました。このようなことから、ふるさと納税制度は都市部に集中した資金が地方に流れ、その資金で地方は地域活性化に向けたさまざまな事業の実施が可能となることから、地方にとりましては大変有利な制度だと思っております。市税等の自主財源が乏しく基金も少

ない本市にとりましては、寄附金がふえればふえるほど財源不足の解消につながるものだと思います。本市が現在、寄附金増に向けどのような取り組みを行っているのか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。寄附金増に向けての取り組みとして、まずは返礼品の充実を行っております。平成27年度はわずか10種類だった返礼品を、平成28年度で47種類に、今年度につきましては広報とホームページで返礼品提供事業者を募集したこともありまして、11月末現在で114種類を取り扱っております。

返礼品の内容といたしましては、特産品であります宗田節関連商品や鮮魚の詰め合わせ、干物、かんきつ類などを取り扱ってございましたが、今年度はプラスして長太郎貝やチリメンジャコなどの海産物のほか野菜類やスイーツなども追加し、11月からはあしずり温泉郷のペア宿泊券の取り扱いを開始しております。また今後につきましては、土佐清水ワールドの各店舗で利用できるお食事券などの取り扱いも予定しております。

また、本市のふるさと納税のPRといたしまして、ふるさと納税の流れなどを簡単に説明したチラシを作成し、土佐清水ワールド各店舗や観光客向けに市内のホテルなどで配布いただいているほか、市外在住の方へ広報と一緒に送付したところ十数件の問い合わせがあったところであります。

ほかにもインターネットでの受付について、現在利用中でありますふるさとチョイスに加えまして、「さとふる」と「ふるなび」という2つの窓口を追加し、寄附金増につなげたいと考えておりますし、受け入れ窓口がふえることにより、ますます煩雑化する寄附者情報を迅速かつ効率的に管理するためのシステムの導入が必要と考えておりまして、これらの関連費用につきましては、今回の12月補正予算で計上させていただいております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。これからも寄附金増に向け、返礼品の充実や情報発信など創意工夫をしながら、さまざまな取り組みを期待しております。私も市外の友人知人にPRをしていきたいと考えております。

このふるさと元気寄附金は一旦、ふるさと元気基金に積み立て、活用する際には基金を取り崩し、寄附の目的に沿って活用していると思っておりますが、これまでの活用実績につきまして企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。活用実績につきまして年度ごとに答弁させていただきます。

まず平成22年度に、総合公園内の植樹及び乗用草刈機の購入費用といたしまして100万円、そして図書購入費として170万円の計270万円。平成23年度に、第50回あしずりまつりイベント補助に50万円、検診用車両購入費用として180万円の計230万円、平成26年度には、市制施行60周年記念事業関連で250万円を活用し、これまでで総計で750万円を活用させていただいております。また今年度につきましてはヤブツバキ再生プロジェクト事業に40万円、文化財調査・保護に72万9,000円、小児生活習慣病予防健診に114万5,000円、ふるさと直送便事業に268万2,000円、ふるさと納税返礼品代として1,500万円の計1,995万6,000円を活用させていただく予定であります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

先日、県の市町村振興課が平成28年度県内市町村普通会計決算見込みの状況というものを公表しております。その中に各市町村の基金の状況も掲載されておりました。積立金現在残高比率、各市町村の標準財政規模に対する基金の割合が本市は県内34市町村の中で32位、ワースト3位でありました。

市長が本会議冒頭の提案理由説明の中でも、予算編成方針につきまして限られた財源の中で最大の効果を生むような事業展開をと言われておりました。厳しい財政状況の折、ぜひともこのふるさと元気基金を有効に活用した事業展開をお願いしたいと思っております。

財政調整基金は極力使わずに残していくことが重要であると思いますが、ふるさと元気基金はこれらの基金とは違い、寄附者の意向や目的に沿ってどんどん使うべきであるとは考えます。今後の市政運営におきまして、このふるさと元気基金を活用してどのような事業展開を図っていくつもりなのか、泥谷市長にお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このふるさと納税につきましては、制度本来の趣旨から逸脱していると、そういうご指摘もありまして都市部を中心に異議が出ており、テレビ、新聞などでも賛否が議論されているところでありますが、ご承知のとおり寄附者が寄附をする際に寄附金の使途、

目的を決め、その目的に沿って活用しなければなりません。

本市も寄附を受ける際に、4つの寄附目的を設定しております。

1つ目が、ふるさとの海・山・川の元気応援事業で、主に環境整備、防災関連などの事業での活用、2つ目は教育環境日本一！事業で、文字どおり教育関連や子育て関連などの事業での活用、3つ目が土佐清水まるごと元気応援事業として、観光やイベント助成、産業振興などの事業での活用、そして4つ目が市長におまかせ！事業で、特に定めはなく本市を元気にするという事業に活用することとしております。

市政運営において、財源不足の解消をこのふるさと納税、寄附金だけに頼るということではできませんが、寄附者の思いがこもった貴重な寄附金でありますので、市勢発展、活性化に向け、大事に有効に活用してまいります。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。寄附者の思いがこもった本当に大切な寄附金であります。ぜひともふるさと元気基金の積極的な活用をお願いしたいと思っております。

続きまして、特別養護老人ホームしおさいについてお伺いいたします。

昨日、一般質問では西原議員がしおさいの施設運営につきまして、決算状況や現在の取り組み、今後の運営について質問をされ、執行部から答弁をいただいたところでございます。私も今会議ではしおさいについて取り上げたいと思っております。西原議員の質問と重複する項目が幾つかあると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、しおさいについてお伺いいたします。

しおさいでは、平成25年度に利用者への誤薬による事故が発生しております。それ以前にも誤薬があったと当時の高知新聞に掲載されております。その後も平成27年度まで誤薬事故が続き、利用者はもちろん市民から信用を失うという大変残念な結果となったことは記憶に新しいところでございます。しかしながら、その後は現在の園長のもと、マニュアルの遵守を徹底し、職員一丸となって取り組みを進めた結果、誤薬事故などの重大な事案は起きてはおりません。

そこで、しおさい園長にお尋ねいたします。誤薬などの事故防止のために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるのか、しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えします。誤薬事故につきましては平成16年度から平

成27年度までに40件起きております。その原因は、確認の怠りや思い込みによる安易な作業での人的ミスによるものであり、マニュアルが徹底されず起きてしまった経過がございます。

これを受けまして、利用者の生命と生活をお預かりしていることの重大性を再認識するとともに、再度マニュアル遵守を徹底することを毎日の朝礼で周知し、配薬の時間帯における巡回も行ってまいりました。また、県のアドバイスを受けまして、外部の講師を招聘しまして職員の意識改革に向けた取り組みも行った結果、誤薬事故を起こすことなく現在に至っております。マニュアルの遵守という基本的な取り組みが無事故につながるものと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。何よりも基本に立ち返り、マニュアル遵守の徹底の結果、現在に至っているということがよくわかります。引き続き利用者のための介護をお願いしたいと思います。

次に、施設運営に関しましてお伺いいたします。

昨日の西原議員の質問に対する答弁でもありましたが、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れがなければ経営そのものが成り立たない状況がよくわかりました。また、今年度の決算見込みも一般会計から多額の繰り入れが予想されるとのことであり、非常に厳しい状況が続いているということもよくわかりました。

そこで、しおさい園長にお伺いいたします。

多額の繰入金が必要となるその主な要因は何だとお考えですか。しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えします。昨年度から基金の枯渇により一般会計からの繰り入れを余儀なくされている状況になっておりますが、その主な要因といたしましては、まず歳出の約8割を占める人件費にあります。これまでの経営検討委員会等でも厳しく指摘された事項であり、これにどう手をつけるのかが問われてきたところでございます。そして、その歳出に対して歳入のほとんどを占める介護給付費が定員を下回る入所者しか確保できていないことから大幅な歳入欠陥となっているところです。毎年のように入所申込者数が減少しております。待機者がほとんどいないという危機的な状況になっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) どうもありがとうございます。主な要因の一つである人件費については、ことしの4月から給料の水準が段階的に引き下げられており、一定の成果が期待できるものではないかと思っております。

次に要因として挙げられた入所待機者の激減についてお伺いいたします。

私が持っている待機者状況の印象につきましては、30人から40人は順番待ちだと思っておりましたが、西原議員に対するしおさい園長の答弁では待機者がほとんどいない状況であることも私自身、正直大変驚いております。このような状況に至っているのは何だとお考えですか。しおさい園長の主観で結構でございますので、答弁をお伺いいたします。

○議長(仲田 強君) しおさい園長。

(しおさい園長 山本弘子君自席)

○しおさい園長(山本弘子君) お答えします。この間、毎年のように入所希望者が減少してきている実態を踏まえて、施設としてもその要因分析を行ってまいりました。考えられる要因といたしましては第一に挙げられますのは、誤薬事故をきっかけとしたしおさいへの信用・信頼の失墜が入所申し込みの敬遠につながっているのではないかと考えております。そこへもって、グループホームを初めとする市内の介護保険サービスの充実化が図られておりますし、ますますしおさいへの入所希望が減少してきたのではないかと考えております。また、幡多管内の介護保険施設が建てられ、建てかえとか新たに建設されるなど、よりサービスの充実した施設等へ流れているのも要因の一つであると考えております。さらには体調の急変に対応していただける安心感から、医療機関等への入院なども要因であるのではないかと考えております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) どうもありがとうございます。その待機ゼロを打開するためには、どのような取り組みが必要と思われますか。しおさい園長にお伺いいたします。

○議長(仲田 強君) しおさい園長。

(しおさい園長 山本弘子君自席)

○しおさい園長(山本弘子君) お答えいたします。まず失った信用・信頼を取り戻すための取り組みといたしまして、職員の意識改革によるサービス精神の醸成が必要であると考えております。しおさいへ入所される方々は、ご家族の状況などにより家族介護が困難な方で、ついの住みかとして入所される方がほとんどであります。施設でありながらも、極力自宅で過ごされていたときのような感覚で過ごしていただけるように、さまざまな取り組みによる生活空間

の提供が必要であると考えております。そのためには、利用者の尊厳を守り、常日ごろからの優しい言葉かけですとか、利用者の体調に合わせた生活リズムの構築など、職員の都合に合わせたものではなく利用者本位の施設にしていくということが何より重要であります。そうすることにより、市民に信頼される施設となり、介護が必要となったときには、しおさいの職員は丁寧で優しく、ぜひ入りたいと市民に選ばれる施設になるのではないのでしょうか。

その他の打開策といたしましては、先ほど細川議員さんもおっしゃいましたように、しおさいは30人、40人の順番待ちというのが市民にも浸透しているのではないかと考えられますので、医療機関を初め市内外の居宅介護支援事業者、地域の民生委員の方や区長さんなどにも情報の提供等を行いながら、施設介護の中でも比較的入所費用が低いしおさいを選んでいただけるような取り組みが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。来年度には新しい施設も開設予定であり、ますます厳しい状況が予想されますので、ぜひ市内外への積極的な情報提供等の取り組みを行い、入所者の確保に努めていただきたいと思います。

次に、しおさいの職員の状況についてお伺いいたします。

現在、しおさいで働いている職員数について、できれば職種ごとに教えてください。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えします。正職員と臨時職員を合わせまして職種別に答弁させていただきます。

しおさいでは、園長と園長補佐の事務職2名に加えまして、指導係長が1名、生活相談員が1名、理学療法士が1名、機能訓練士が1名、管理栄養士が1名、事務員が1名、看護師が看護助手も含めて5名、介護係長が1名、介護員がケアマネジャーも含めまして41名、調理員が8名、食事の介助が2名、洗濯員が2名、夜警員が2名、清掃員が2名の以上71名がしおさいで働く職員数となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。71名ということですが、次に全職員の平均年齢はどのようになっていますか。お伺いいたします。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えいたします。先ほど答弁いたしました71名から夜警員及び清掃員の4名を除いた職員の平均年齢は、上が67歳から下が25歳までで、48.5歳となっております。

全体構成から見て、定期昇給がある正職員で平成7年、8年、9年度採用者がそのほとんどを占めておまして、人件費の上昇の一因ともなっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。67歳から25歳、平均48.5歳ということで、平均年齢が結構高く、人件費の上昇の一因ともなっていると思います。

全国的に介護現場で働く人材不足が顕著になってきており、退職後の人材補充が思うようにいかない状況になることが予想されます。市の広報紙でも、しおさい臨時介護員を募集していたと思いますが、応募状況はどのような状況になっておりますか。しおさい園長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えいたします。しおさいでは介護員に加えまして看護師も1年を通じて募集しており、年に1回の市の広報紙への掲載とかハローワークへの求人情報を出しております。応募状況を申しますと、今年度に入り介護員の応募が2名ありました。うち1名を雇用しております。

しかしながら、細川議員さんのご指摘のとおり、全国的に介護員等の人材確保が非常に厳しい状況があります。特に本市のような郡部においては今後ますます人材不足が深刻化してくるのではないかと危惧しております。また、それに呼応しまして人件費が上昇すれば、即、収支状況の悪化につながることになりまして、非常に危機感を感じております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。介護者1名ということで、財政的な状況から本庁も含めてすぐに職員を採用するというにもならないとは思いますが、移住対策の一環といたしましても人材の確保に努めていただきたいと思います。

このような中、介護人材不足から市内のヘルパー事業所も休止せざるを得なくなったとの情

報もあります。本市の在宅介護や施設介護そのものの運営が大変厳しくなっているのではないかと心配しているところでございます。入所待機者がほとんどいない、介護人材の確保も大変厳しいというような状況では、現在の入所定員の見直しも検討する必要があるのではないかと考えます。しおさい園長の所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えします。先ほどの質問の答弁で触れましたように全国的な介護人材不足は本市にも影響を及ぼしつつあります。細川議員さんもおっしゃいましたように、市内の訪問介護事業所が休止をするという事態にも至っております。しおさいも今後数年で退職します介護員などもおります。その後の人材確保ができるのか不安があります。

一方で、待機者がいないという厳しい状況に直面しておりますし、現在の施設規模が維持できるのかどうかといった見通しが難しい状況にもなっております。

ことは来年度から始まる介護保険事業計画の見直しの年に当たります。現在、策定に向けた議論を行っているところでございます。しおさいの定員につきましては、今年度の行政改革推進本部でも一定検討されており、歳入確保のためのあらゆる手段を講じながら当面は現在の規模を維持する方向で議論が進められております。

今後の方向性といしましては、国や県の動向を踏まえまして、介護保険事業計画とも整合性を図りつつも、本市の実態に即した定員規模の見直しは必要であると考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。医療、福祉、介護を取り巻く環境というのは、国の財政状況からくる制度改正に翻弄され、そのたびに現場が混乱するということが繰り返されているように私も思っております。今後も国の動向を踏まえた早目早目の対策を講じることができるよう、関係機関との協力を進めて取り組みを行っていただきたいと思っております。

続きまして、しおさいの今後について副市長にお伺いいたします。

西原議員の質問に対しまして、平成25年度から基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなど決算状況について答弁がありましたが、その決算状況に対する副市長の率直な感想をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。率直な感想ということでございますけれど、率直に申しますと大変厳しい状況にあるという認識を持っております。私が副市長に就任する以前から毎年のように基金の取り崩しが行われてきまして、昨年度28年度からは基金の枯渇により、一般会計からの繰り入れをしなければ施設運営ができない状況になっております。この間も毎年の予算査定を通じて歳入不足の原因分析を初め、通常経費の支出状況や老朽化に伴う支出の増加などについて施設職員へ歳出の抑制等含め指示をしてきたところでございます。これに加え毎年のように誤薬が重なり、職員の危機管理意識の欠如やサービス業としての認識の低さなど財政面・ソフト面ともに危機感を強めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。
（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。本当に厳しい状況だと思います。

次に、このたびの行政職俸給表（二）を導入するに当たりまして、職員団体との交渉が困難をきわめたのではないかと思います。どのような思いで交渉に臨んだのでしょうか。副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。
（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。この行政職俸給表（二）の導入の提案につきましては、私が総務課の補佐をしている9年前に職員団体に提案して、その後、具体的な協議が進まず、今に至っておりますが、しおさいの経営悪化が深刻化する中、昨年職員団体と協議する中で改めて具体的な提案を行い、職員団体と私との間で数回の交渉を行い、最終的には市長との交渉の末、今年4月からの導入が決定したところでございます。

該当する職員にとっては、生活給を減額するわけですので大変厳しい提案、実施であることは言うまでもなく、私自身、職員団体の役員も経験していることから大変苦しい交渉であったというのが正直なところでございます。

しかしながら、本市におけるしおさいの位置づけ、役割を考えたとき、施設介護を必要とする方々のついの住みかとしても存続していかなければならないとの思いもあり、施設運営の独立採算、黒字化を前提に、給料表の減額を実施したところでございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。
（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 執行部のしおさいの持続可能な施設運営を目指す強い思いや、職員団

体の協力により行政職俸給表（二）が導入されました。歳出削減のための懸案事項であった人件費にメスを入れることができたと思います。収支改善のための次の一手はあるのでしょうか。副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。平成25年度から平成27年度にかけて開催されました経営改善検討委員会及び運営検討委員会の民間委員からは、経営を圧迫している最大の要因は人件費率が8割を超えるという余りにも高い人件費であり、この人件費削減という最大の課題を解決できない限り、独立採算での経営は不可能で、民間しかないと厳しい指摘がございました。この最大の課題である人件費について手をつけたわけですが、その他の歳出についても事務費も含めまして利用者に影響を与えないような形で賄材料費なども含め、全ての項目について見直しするよう指示しているところでございます。

歳入につきましては昨日の西原議員への答弁にもありましたが、現在の待機者ゼロという深刻な状況を踏まえ、医療機関はもちろん、その他の関係機関や地域の民生委員などと幅広く情報交換をするよう行ってまいります。また、誤薬問題で市民からの信用・信頼を失うことにより、市内外さまざまな施設へ入院入所している方にも地元の施設としてご利用していただけるよう、しおさい職員の意識改革をいま一度徹底し、ソフト面での充実も図り、施設入居者の確保に努めてまいります。

いずれにしましても、聖域を設けず、打てる手は全て打っていくという決意で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。大変ご苦勞なことでございます。私も商売をしている身であります。生活のためには少しでも黒字を確保しなければなりません。そのために必要な経費の見直しや、どうすればお客様をふやせるかなど、いろいろ考え、さまざまな手を打っているところもございます。しおさいにつきましても市民の税金で運営されているわけですので、収支改善のためにはあらゆる経費の見直しを行い、黒字化に向けた努力を施設全体で取り組んでいただきたいと切に願っております。

歳入確保のための取り組みを行い、職員の給料の見直しを行い、そのほか打てる対策を打った結果として、なお赤字が続くような場合の今後の方向性について、副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。先ほども答弁いたしましたが、歳入確保のためあらゆる対策を講じるとともに、歳出の最大の抑制策である人件費を見直し、さらにその他の歳出項目についても聖域を設けず、見直すところは徹底的に見直し、それでもなお赤字が続くようであればとのことですが、昨日、市長が西原議員への質問に答弁したように、現在の施設は平成7年度に開設したもので開設から二十数年を経過し、老朽化が激しくなり修繕費がかさむようになってきております。近い将来には建てかえの検討が必要となりますので、その際、検討委員会からの答申も十分考慮した上で判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。家族状況により在宅介護が厳しい方や、医療機関等からの退院を余儀なくされる方などからすれば、特別養護老人ホームは必要な施設であると思います。運営主体はともかく市民のための施設として存続できるようお願いいたします。

去る11月2日、不慮の事故により急逝した企画財政課地域づくり支援係長、植杉英輔君のご逝去を悼み、ここに深く哀悼の意を表します。

植杉君は集楽活動センター下川口家設立に当たり、地域に密着し、下川口住民と心を通わせ、みんなから頼りにされ、心から信用を得たすばらしい人でした。突然の別れが来たことが残念でたまりません。生前の遺徳をしのび、心からお悔やみ申し上げます。植杉君、安らかに。

ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月13日午前10時に再開いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時16分 延 会